

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）	1
○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）	28
○ 財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）	30
○ 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）	32
○ 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）	34
○ 交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）	35

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める熱は、燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱のみを発生させる設備から発生する熱であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該熱を発生させた者が自ら使用するものであること。</p> <p>二 当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用するものであること。</p> <p>2 法第二条第一項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該電気を発生させた者が自ら使用するものであること。</p> <p>二 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用するものであること。</p> <p>(第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量)</p> <p>第二条 法第七条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める電気は、燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気のみを発生させる発電設備から発生する電気であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該電気を発生させた者が自ら使用するすること。</p> <p>二 当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用すること。</p> <p>(第一種エネルギー管理指定工場の指定に係る燃料等及び電気の使用量)</p> <p>第二条 法第六条第一項の燃料及びこれを熱源とする熱(以下「燃料等」という。)の年度の使用量についての政令で定める数</p>

量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

2 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロリットルとする。

（エネルギー管理者の選任基準）

第三条 法第八条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

十万キロリットル未満	一人
十万キロリットル以上	二人

二 前号に規定する第一種エネルギー管理指定工場以外の第一種エネルギー管理指定工場については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理

値は、燃料等の使用量を経済産業省令で定める方式により原油の数量に換算したもの（以下「原油換算燃料等使用量」という。）で三千キロリットルとする。

2 法第六条第一項の電気の年度の使用量についての政令で定める数値は、千二百万キロワット時とする。

（エネルギー管理者の選任基準）

第三条 法第七条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 第一種熱管理指定工場のうちコークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものについては、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算燃料等使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者を熱管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

十万キロリットル未満	一人
十万キロリットル以上	二人

二 第一種熱管理指定工場のうち前号に規定するもの以外のものについては、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算燃料等使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者を熱管理士免状の交付を受けている者のうちか

士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

二万キロリットル未満	一人
二万キロリットル以上五万キロリットル未満	二人
五万キロリットル以上十萬キロリットル未満	三人
十萬キロリットル以上	四人

(第一種指定事業者の要件)

第四条 法第八条第一項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

ら選任すること。

二万キロリットル未満	一人
二万キロリットル以上五万キロリットル未満	二人
五万キロリットル以上十萬キロリットル未満	三人
十萬キロリットル以上	四人

三 第一種電気管理指定工場については、次の表の上欄に掲げる前年度における電気の使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者を電気管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

二億キロワット時未満	一人
二億キロワット時以上五億キロワット時未満	二人
五億キロワット時以上	三人

(第一種指定事業者の要件)

第三条の二 法第七条第一項第一号の政令で定める業種は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

2 法第八條第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場とする。

(第一種特定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会)
 第五條 法第十六條第五項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

2 法第八條第一項に規定する第一種指定事業者に対し主務大臣(経済産業大臣を除く。)が法第十六條第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会とする。

2 法第七條第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場とする。

(第一種特定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会)
 第四條 法第十二條第五項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

2 法第七條第一項に規定する第一種指定事業者に対し主務大臣(経済産業大臣を除く。)が法第十二條第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会とする。

(第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量)

第六条 法第十七条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロリットルとする。

(登録調査機関の登録の有効期間)

第七条 法第四十二条第一項の政令で定める期間は、三年とする。

(特定貨物輸送事業者の指定に係る貨物の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第八条 法第五十四条第一項の政令で定める貨物の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鉄道による貨物の輸送	鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供す	二百両
------------	--	-----

(第二種エネルギー管理指定工場の指定に係る燃料等及び電気の使用量)

第四条の二 法第十二条の二第一項の燃料等の年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算燃料等使用量で千五百キロリットルとする。

2 法第十二条の二第一項の電気の年度の使用量についての政令で定める数値は、六百万キロワット時とする。

	<p>道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号） 第二条第八項に規定する事業用自動車（以下この条において「事業用自動車」という。）であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「事業用貨物自動車」という。）による貨物の輸送</p>	<p>る車両であつて貨物の輸送の用に供するものの数</p>
<p>事業用自動車以外の自動車であつて貨物の輸送の用に供するもの（以下この項において「</p>	<p>事業用貨物自動車（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号） 第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するもの）に限り、被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるもの）をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の数</p>	<p>二百台</p>
<p>一 被けん引車</p>	<p>自家用貨物自動車（次に掲げるものを除く。）の数</p>	<p>二百台</p>

「自家用貨物自動車」という。）による貨物の輸送	二 三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車（被けん引車を除く。）	
船舶による貨物の輸送	一 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項の内航海運送をする事業の用に供する船舶の合計総トン数	二 二万トン

（特定貨物輸送事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第九條 法第五十七條第三項（法第六十九條及び第七十一條第六項において準用する場合を含む。）の審議会等で政令で定めるものは、交通政策審議会とする。

（特定荷主の指定に係る貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量）

第十條 法第六十一條第一項の政令で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量は、当該年度において貨物輸送事業者に輸送させる貨物ごとに、当該貨物の重量に当該貨物を輸送させ

る距離を乗じて得られる量を算定し、当該貨物ごとに算定した量を合算して得られる量とする。

2 法第六十一条第一項の貨物の年度の輸送量についての政令で定める量は、三千万トンキロとする。

(特定荷主に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第十一條 法第六十四条第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業を行う荷主に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業を行う荷主に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

2 前項の表の上欄に掲げる大臣以外の主務大臣が法第六十四条第三項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で

政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

(特定旅客輸送事業者の指定に係る旅客の輸送の区分、輸送能力及び基準)

第十二条 法第六十八条第一項の政令で定める旅客の輸送の区分は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める輸送能力は、当該区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、同項の政令で定める基準は、当該区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

<p>鉄道（軌道を含む。） による旅客の輸送</p>	<p>鉄道事業法第二条 第一項に規定する 鉄道事業（軌道法 （大正十年法律第 七十六号）による 軌道事業を含む。 ）の用に供する車 両であつて旅客の 輸送の用に供する ものの数</p>	<p>三百両</p>
<p>乗合自動車による旅客 の輸送</p>	<p>道路運送法第三条 第一号に規定する 一般旅客自動車運 送事業（同号ハに 規定する一般乗用</p>	<p>二百台</p>

	<p>乗用自動車（乗合自動車を除く。）による旅客の輸送</p>	<p>船舶による旅客の輸送</p>
<p>旅客自動車運送事業を除く。）の用に供する自動車の数</p>	<p>道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の数</p>	<p>海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二條第二項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの）（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の</p>
	<p>三百五十台</p>	<p>二万トン</p>

	者の需要に応じ、 特定の範囲の人の 運送をするものを 除く。）に限る。 ）の用に供する船 舶の合計総トン数

（特定航空輸送事業者の指定に係る輸送能力及び基準）

第十三条 法第七十一条第一項の政令で定める輸送能力は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十七項の航空運送事業の用に供する航空機（過去一年間に本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）の最大離陸重量の合計とする。

2 法第七十一条第一項の政令で定める基準は、九千トンとする。

（空気調和設備等）

第十四条 法第七十二条の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）は、次のとおりとする。

一〜四 （略）

（特定建築物の規模）

第十五条 法第七十三条第一項の政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

（空気調和設備等）

第五条 法第十三条第二号の政令で定める建築設備（以下「空気調和設備等」という。）は、次のとおりとする。

一〜四 （略）

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第十六条 法第七十四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)
以外の建築物とする。

2 法第七十四条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一・二 (略)

(特定建築物の改築等の規模)

第十七条 法第七十五条第一項第一号の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第五条の二 法第十五条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)
以外の建築物とする。

2 法第十五条第一項の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあつては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一・二 (略)

(特定建築物に係る規模の要件)

第六条 法第十五条の二第一項の政令で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が二千平方メートル以上であることとする。

2 | 法第七十五条第一項第一号の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

(特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模)

第十八条 法第七十五条第一項第二号の政令で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が二千平方メートルであること又は当該面積の合計が二千平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であつて次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。

一 特定建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の二分の一

二 特定建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当該特定建築物の敷地境界線（建築基準法第四十二条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が一・五メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の二分の一

三 特定建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替 当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の二分の一

(空気調和設備等の改修)

第十九条 法第七十五条第一項第三号の政令で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

一 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修

イ 空気調和設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 暖房のための熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの

(ii) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの

(2) 冷房のための熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が三百キロワット以上のもの

(ii) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のための熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの

ロ 空気調和設備のポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 暖房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(i) 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リ

-
- ハ | ツトル毎分以上のもの
- (ii) | 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての暖房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
- (2) | 冷房のためのポンプの取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (i) | 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が九百リットル毎分以上のもの
- (ii) | 当該取替えに係るポンプの定格流量の合計が当該空気調和設備のすべての冷房のためのポンプの定格流量の合計の二分の一以上のもの
- ハ | 空気調和設備の空気調和機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) | 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が六万立方メートル毎時以上のもの
- (2) | 当該取替えに係る空気調和機の定格風量の合計が当該空気調和設備のすべての空気調和機の定格風量の合計の二分の一以上のもの
- (3) | 当該特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え
- ニ | 空気調和設備以外の機械換気設備 機械換気設備の送風機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ | 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が五・五キロワット以上のもの
- ロ | 当該取替えに係る送風機の電動機の定格出力の合計が当該機械換気設備のすべての送風機の電動機の定格出力の合計
-

- 計の二分の一以上のもの
- 三 照明設備 照明設備の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上のもの
- ロ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該特定建築物の床面積の合計の二分の一以上のもの
- ハ 当該特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え
- 四 給湯設備 次のいずれかに該当する改修
- イ 給湯設備の熱源機器の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が二百キロワット以上のもの
- (2) 当該取替えに係る熱源機器の定格出力の合計が当該給湯設備のすべての熱源機器の定格出力の合計の二分の一以上のもの
- ロ 給湯設備の配管の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの
- (1) 当該取替えに係る配管の長さの合計が五百メートル以上のもの
- (2) 当該取替えに係る配管の長さの合計が当該給湯設備のすべての配管の長さの合計の二分の一以上のもの
- 五 昇降機 二以上の昇降機の取替え
- (届出等を要しない建築物)

第二十条 法第七十五条第六項の政令で定める建築物は、次のとおりとする。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
 - 二 文化財保護法第四百三十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物
 - 三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
 - 四 文化財保護法第八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつて、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
 - 五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物で、法第七十二条に規定する措置をとることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの
 - 六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物
- 2 | 法第七十五条第六項の政令で定める仮設の建築物は、次のとおりとする。
- 一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの
 - 二 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するた

めに現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

三 建築基準法第八十五条第五項の許可を受けた建築物

(特定機器)

第二十一条 法第七十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

- 一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とするものに限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。））、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。次条において同じ。）

二・三 (略)

- 四 テレビジョン受信機（交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

五〜七 (略)

- 八 貨物自動車（揮発油又は軽油を燃料とするものに限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。））、無限軌道式のものその他経済産業省令、国土交通省令で定めるものを除く。）

九〜十八 (略)

- 十九 ジャー炊飯器（産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

- 二十 電子レンジ（ガスオーブンを有するものその他経済産業

(特定機器)

第七条 法第十八条第一項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。

- 一 乗用自動車（揮発油、軽油又は液化石油ガスを燃料とし、乗車定員が十人以下で、かつ、その型式について道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の指定を受けたものに限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）及び無限軌道式のものを除く。）

二・三 (略)

- 四 テレビジョン受信機（ブラウン管を有するものであつて、かつ、交流の電路に使用されるものに限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

五〜七 (略)

- 八 貨物自動車（揮発油又は軽油を燃料とし、道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量二・五トン以下で、かつ、その型式について同法第七十五条第一項の指定を受けたものに限り、二輪のもの（側車付きのものを含む。）及び無限軌道式のものを除く。）

九〜十八 (略)

省令で定めるものを除く。）

二十一 デイー・ブイ・デイー・レコーダー（交流の電路に使用されるもの限り、産業用のものその他経済産業省令で定めるものを除く。）

（特定機器の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）

第二十二條 法第七十九條第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定機器の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一 乗用自動車	二千台（乗車定員十一人以上のものにあつては、三百五十台）
二〇 電子レンジ	六千台
一九 ジャー炊飯器	三千台
一八 (略)	四千台
二一 デイー・ブイ・デイー・レコーダー	

（特定機器の製造事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第二十三條 法第七十九條第三項及び第八十一條第三項の審議会

（特定機器の製造事業者等に係る生産量又は輸入量の要件）

第八條 法第十九條第一項の政令で定める要件は、年間の生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表の上欄に掲げる特定機器の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

一 乗用自動車	二千台
二〇 (略)	(略)
一九 (略)	
一八 (略)	
二一 (略)	

（特定機器の製造事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会）

第九條 法第十九條第三項及び第二十一條第三項の審議会等で政

等で政令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

(報告及び立入検査)

第二十四条 経済産業大臣は、法第八十七条第一項の規定により、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三 (略)

2 経済産業大臣は、法第八十七条第一項の規定により、その職員に、工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 経済産業大臣は、法第八十七条第二項の規定により

、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 エネルギー管理者又はエネルギー管理員の選任の状況

二 エネルギーの使用量

三 エネルギーを消費する設備の状況

2 経済産業大臣は、法第八十七条第二項の規定により、その職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させ

令で定めるものは、経済産業大臣にあつては総合資源エネルギー調査会、国土交通大臣にあつては交通政策審議会とする。

(業務状況の報告)

第十条 経済産業大臣は、法第二十五条第一項の規定により、事業者に対し、その設置している工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三 (略)

ることができる。

第二十六条 主務大臣は、法第八十七条第三項の規定により、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

一～三 (略)

2 主務大臣は、法第八十七条第三項の規定により、その職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十七条 国土交通大臣は、法第八十七条第六項の規定により、貨物輸送事業者、旅客輸送事業者又は航空輸送事業者（以下この条において単に「輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 貨物又は旅客の輸送の状況

二 第八条の表の中欄若しくは第十二条の表の中欄に掲げる輸送能力又は第十三条第一項に規定する輸送能力及びこれらの見込み

三 輸送用機械器具の状況

2 国土交通大臣は、法第八十七条第六項の規定により、その職

(報告及び立入検査)

第十一条 主務大臣は、法第二十五条第二項の規定により、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

一～三 (略)

2 主務大臣は、法第二十五条第二項の規定により、その職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料等並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

員に、輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十八条 国土交通大臣は、法第八十七条第七項の規定により、特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者又は特定航空輸送事業者（以下この条において単に「特定輸送事業者」という。）に対し、その貨物又は旅客の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 エネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況
- 二 輸送用機械器具の状況
- 三 貨物又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 | 国土交通大臣は、法第八十七条第七項の規定により、その職員に、特定輸送事業者の事務所その他の事業場、輸送用機械器具の所在する場所又は輸送用機械器具に立ち入り、輸送用機械器具及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十九条 経済産業大臣は、法第八十七条第八項の規定により、荷主に対し、その荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 当該貨物の輸送の状況
- 二 第十条第一項に規定する輸送量及びその見込み

2 | 経済産業大臣は、法第八十七条第八項の規定により、その職員に、荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及び帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十条 主務大臣は、法第八十七条第九項の規定により、特定荷主に対し、その特定荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用量その他当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の状況

二 当該貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化のために必要な措置の実施の状況その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

2 | 主務大臣は、法第八十七条第九項の規定により、その職員に、特定荷主の事務所その他の事業場に立ち入り、貨物輸送事業者に輸送させる貨物及びその関連施設並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十一条 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、特定建築主等又は法第七十五条第四項の規定による報告をすべき者に対し、その同条第一項各号に掲げる行為をしようとする特定建築物又は同条第四項の報告に係る特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工又は維持保全に係る事項のうち次に掲げるものに関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、その職員

第十二条 所管行政庁は、法第二十五条第四項の規定により、特定建築主に対し、その建築をしようとする特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち次に掲げるものに関し報告させることができる。

一・二 (略)

2 所管行政庁は、法第二十五条第四項の規定により、その職員

に、特定建築物又は特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物の外壁、窓等及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等並びにこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第三十二条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第八十七条第十一項の規定により、特定機器の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）に対し、その製造又は輸入に係る特定機器につき、次の事項に関し報告させることができる。

一（三）（略）

2 経済産業大臣は、法第八十七条第十一項の規定により、その職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定機器、当該特定機器の製造のための設備、当該特定機器のエネルギー消費効率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（手数料）

第三十三条 法第八十八条第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	金額
一（略）	（略）
二 法第九条第一項第二号の規定による認定を	（略）

に、特定建築物又は特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物の外壁、窓等及び当該特定建築物に設ける空気調和設備等並びにこれらに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

第十三条 経済産業大臣（自動車にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣。以下この条において同じ。）は、法第二十五条第五項の規定により、特定機器の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）に対し、その製造又は輸入に係る特定機器につき、次の事項に関し報告させることができる。

一（三）（略）

2 経済産業大臣は、法第二十五条第五項の規定により、その職員に、特定機器の製造事業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、その製造又は輸入に係る特定機器、当該特定機器の製造のための設備、当該特定機器のエネルギー消費効率の測定のための設備及び関係帳簿書類を検査させることができる。

（手数料）

第十四条 法第二十五条の二第一項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の表のとおりとする。

納めなければならない者	金額
一（略）	（略）
二 法第八条第一項第二号の規定による認定を	（略）

受けようとする者	
三・四 (略)	(略)
五 法第十三条第一項第一号(法第十八条第一項)において準用する場合を含む。)の講習を受けようとする者	(略)
六 法第十三条第二項(法第十八条第一項)において準用する場合を含む。)の講習を受けようとする者	(略)

(権限の委任)

第三十四条 法第七条第一項から第四項まで、第八条第二項、第十三条第三項(法第十八条第一項において準用する場合を含む。)、第十七条第一項から第五項まで、第六十一条第一項から第四項まで並びに第八十七条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2 法第五十三条、第六十七条並びに第八十七条第六項及び第七項の規定に基づく国土交通大臣の権限(航空輸送事業者に係るものを除く。)並びに法第五十四条、第五十五条(法第六十九条において準用する場合を含む。)、第五十六条(法第六十九条において準用する場合を含む。)、第五十七条第一項及び第二項(法第六十九条において準用する場合を含む。))並びに第六十八条の規定に基づく国土交通大臣の権限は、貨物輸送事業者又は旅客輸送事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方

受けようとする者	
三・四 (略)	(略)
五 法第十条の二第二項第一号(法第十二条の三第一項)において準用する場合を含む。)の講習を受けようとする者	(略)
六 法第十条の二第二項(法第十二条の三第一項)において準用する場合を含む。)の講習を受けようとする者	(略)

(権限の委任)

第十五条 法第六条第一項から第四項まで、第七条第二項、第十条の二第三項(法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。)、第十二条の二第一項から第五項まで及び第二十五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第八十六号に掲げる事務及び同号に掲げる事務に係る同条第九号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任されるものとする。ただし、国土交通大臣が法第八十七条第七項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

3 法第六条、第十四条第一項、第十五条（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで、第十九条、第二十条第三項、第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
財務大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所 の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所 の所在地を管轄する地方厚生局長 （当該所在地が四国厚生支局の管轄

2 法第五条、第十条の三第一項、第十一条（法第十二条の三第一項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項から第四項まで、第十二条の五及び第二十五条第二項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第二十五条第二項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
財務大臣の権限	工場の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣の権限	工場の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあつては、四

環境大臣の権限	国土交通大臣の権限	経済産業大臣の権限	農林水産大臣の権限	
工場 <small>の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地</small> を管轄する地方環境事務所長	工場 <small>の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地</small> を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長	工場 <small>の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地</small> を管轄する経済産業局長	工場 <small>の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地</small> を管轄する地方農政局長	区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長）
環境大臣の権限	国土交通大臣の権限	経済産業大臣の権限	農林水産大臣の権限	
工場 <small>の所在地</small> を管轄する地方環境事務所長	工場 <small>の所在地</small> を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長	工場 <small>の所在地</small> を管轄する経済産業局長	工場 <small>の所在地</small> を管轄する地方農政局長	国厚生支局長）

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）（附則第七条関係）

改正案

(受験手数料)	
第十三条 法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	
一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十二の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 六千八百円	二 (略)
三 別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの 一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

現行

(受験手数料)	
第十三条 法第十二条の二第一項の受験手数料の額は、次の各号に掲げる国家試験の区分ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	
一 別表第三の一の項、三の項、五の項、七の項及び十三の項の中欄に掲げる区分について行う公害防止管理者試験並びに公害防止主任管理者試験 六千八百円	二 (略)
三 別表第二の三の項の中欄に掲げるばい煙発生施設について選任すべき公害防止管理者	次に掲げる者で主務省令で定めるところにより経済産業大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したもの 一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四

別表第三（第十条、第十一条の二、第十三条関係）

二十～四	
(略)	
(略)	十九号) 第九条第一項の規定によるエネルギー管理士免状の交付を受けている者 三〇八 (略)

二十～四	
(略)	
(略)	十九号) 第八条第一項の規定による熱管理士免状の交付を受けている者 三〇八 (略)

			改 正 後				現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>三 （略）</p>							
<p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>							
名称	所掌事務					名称	所掌事務
財政制度分科会	(略)					財政制度分科会	(略)
国家公務員共済組合分科会	(略)					国家公務員共済組合分科会	(略)

2 5 7 (略)	国有財産分科会	たばこ事業等分科会	財政投融资分科会
	(略)	一 (略) 二 (略) 三 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 四 (略)	(略)

2 5 7 (略)	国有財産分科会	たばこ事業等分科会	財政投融资分科会
	(略)	一 (略) 二 (略) 三 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。 四 (略)	(略)

改正後

現行

（所掌事務）
 第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（所掌事務）
 第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（分科会）
 第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
国税審査分科会	(略)
税理士分科会	(略)
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第

名称	所掌事務
国税審査分科会	(略)
税理士分科会	(略)
酒類分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び資源の有効な

三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
2
7
(略)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2
・3
(略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5
(略)

利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
2
7
(略)

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2
・3
(略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5
(略)

改正後	現行
<p>（所掌事務） 第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）</u>第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務） 第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十二条第五項及び資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）</u>第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案

(分科会)	
第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
名称	所掌事務
交通体系分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
技術分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項、第七十九条第三項及び第八十一条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

現行

(分科会)	
第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
名称	所掌事務
交通体系分科会	一 (略) 二 陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
技術分科会	一 (略) 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2
5
6

(略)

気象分科会	航空分科会	港湾分科会	海事分科会	陸上交通分科会	観光分科会
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2
5
6

(略)

気象分科会	航空分科会	港湾分科会	海事分科会	陸上交通分科会	観光分科会
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)